

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： フジタビルメンテナンス株式会社
法人番号： 9011001040364
住 所： 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目8番10号
- 指名停止措置期間： 令和5年6月8日から令和5年6月21日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲： 四国地方測量部管内
- 事実概要：

フジタビルメンテナンス株式会社が注文者(民間)から依頼を受けた香川県綾歌郡宇多津町における工場スレート屋根の雨漏り箇所の点検作業において、令和3年8月21日、屋根上に上がった労働者1名がスレート屋根を踏み抜き、墜落し死亡する事故が発生した。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である同社が作業の実施にあたり労働者の死亡事故を生じさせたことに対して、労働安全衛生法の違反により高松簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたことは、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大と認められ、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1~7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)